

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前八時三十分開議

○榎屋委員長

これより会議を開きます。行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、日本放送協会会長榎井勝人君、専務理事板野裕爾君及び理事福井敬君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○榎屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。引き続き、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長末宗徹郎君、まち・ひと・しごと創生本部事務局次長新井毅君、まち・ひと・しごと創生本部事務局次長若井英二君、人事院事務総局給与局長古屋浩明君、内閣府大臣官房審議官兵谷芳康君、総務省大臣官房地域力創造審議官原田淳志君、自治行政局長佐々木敦朗君、自治行政局公務員部長丸山淑夫君、自治財政局長佐藤文俊君、自治税務局長平嶋彰英君、情報流通行政局長安藤友裕君、総合通信基盤局長吉良裕臣君、消防庁次長高尾和彦君及び厚生労働省大臣官房審議官木下賢志君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○榎屋委員長

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○榎屋委員長

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員

おはようございます。民主党の階猛です。

本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

きょうは、NHKの浜田委員長、榎井会長にお越しいただいております。

最初に浜田委員長にお尋ねします。

資料を、きょうお配りしているものをごらんになっていただきたいんですが、経営委員会から過去四回にわたって榎井会長に対して注意あるいは

申し入れというのを行っております。資料一から順にごらんになっていただければと思います。

まず、昨年一月二十八日、これは就任会見での榎井会長の言動への注意ということだと思っておりますが、議論が複数ある事項について個人的見解を述べたことは、公共放送のトップとしての立場を軽んじたものである、改めて自分の置かれた立場を十分に御理解いただきたい、あわせて、説明責任をしっかりと果たし云々、不偏不党、公平公正の理念を改めて御認識いただき、放送法の趣旨にのっとり、覚悟を持って運営の手腕を発揮し、職務を遂行していただくことを強く希望、これが一回目の注意です。

そして、二月二十五日に二回目の注意ということで、二枚目をごらんになっていただきますと、資料二ですが、御自身の置かれた立場に対する理解が不十分、一刻も早い事態の收拾に向けて、役員一丸となり、誠心誠意取り組んでいただくよう経営委員長として重ねて要請。

そして、三枚目、資料三ですけれども、これは、経営委員会としての申し合わせ、そして申し入れということなんですが、経営委員会は、一刻も早い事態の收拾に向けて、みずからの責任を自覚した上で、真摯な議論に基づく自律的な運営を引き続き行い、監視、監督機能を十分に果たしていくということをまず経営委員会として述べた上で、来年度NHK予算について、協会が全力を挙げて国民・視聴者に対する説明責任を果たし、今年度内の国会承認を実現すべきだということをお申し合わせて、会長に申し入れているということです。

そして、最後、資料四ですが、直近のものです。平成二十七年二月二十四日、最後の方にありますけれども、NHKは今大切な時期にある、靱井会長以下執行部には、事態を一刻も早く收拾し、平成二十七年度のNHKの収支予算、事業計画が国会で全会一致での承認を得られるよう最大限の努力をしていただきたい、これが経営委員会の総意ですということ、申し入れをされているということです。

このように、過去、二回注意、そしてその後二回の申し入れということを行っています。

そもそもなんですが、経営委員会からNHKの会長に対してこういった注意なり申し入れをされた実績というのは、靱井会長以前にあったのかどうかということをお答えいただけますか。

○浜田参考人 お答えいたします。

これまで、会長の言動等を理由に経営委員会が注意や申し入れを行った事例は、他に承知しておりません。

このような事態となっておりまことは、大変残念だと思っております。会長以下執行部には、皆様の御理解を賜るための最大限の努力を行っていただきたい、また、経営委員会としてもしっかりと監督をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○階委員 一回ですらやったことがないことが、靱井会長になってわずか一年ばかりの間に四回もされている。サッカーでいえば、二回イエローカードが出たら退場になるわけですけれども、二回

どころか四回もされているわけですね。

これは、そもそも、経営委員会の監督機能というのを靱井会長が理解されていないか、あるいは、理解していても軽視しているのではないかと思えます。

靱井会長、どのようにお考えになってますか。これまで四回も注意や申し入れをされたことに対して、御自身の考えをお聞かせください。

○靱井参考人 過去の発言につきましては、国会の審議の場で取り消しをさせていただいておりません。

発言については、誤解を招くことのないよう注意してまいりたいと思います。

経営委員会からの申し入れにつきましては、しっかりと受けとめ、放送法にのっとり、与えられた会長職の職務を全うしていきたいというふうには考えております。

○階委員 一回、二回でも異常なんですが、何回されても改まらないというところで、まさに資質が問われているということだと思います。

それで、そもそも、靱井会長が任命される際に、先日二月二十三日の予算委員会でも靱井会長もみずからおっしゃいましたけれども、六つの資格要件というのが定められていたということで、きょうは、その資格要件をパネルにしてみました。左側の方に掲げてありますので見ていただきたいんですが、このような六つの要件というのがあります。

法律上は条件と要件というのはちよつと意味が違いますが、要件というのは、この六つそろって初めて資格があるということで、一つでも欠けた

らだめだというのが要件という意味です。

この点について、資格要件というのは、六つそろって初めて満たされるということではないのかどうか。前提として、経営委員長、浜田委員長に確認します。

○浜田参考人 経営委員会では、資格要件を議論し、資格要件に合致する方ということで、当時の靱井氏に就任を要請したということでございます。

○階委員 前提として聞きたいのは、六つ全て満たす必要があるかどうかということ、あるということではないですか。

○浜田参考人 先ほど申し上げましたけれども、六つの資格要件を挙げ、それで、総合的に見て合致する方だという判断を経営委員会としてはいたしました。

○階委員 六つ総合的に満たす必要があるということでした。

そこで、先日、三月三日ですけれども、既に退任された上村教授、元の経営委員長代行ですけれども、この方が朝日新聞のインタビューで任命の際の審議の様態を語っていらつしやいます。

靱井氏の経歴を見ると、一流商社で副社長を務め、海外経験も豊富な人物、数人の候補者がおり、靱井氏には異論が出なかった、二、三十分の面接では、信条の問題まではわからない、放送法を守りますと繰り返していましたということなんです。

極めて短時間のうちに結論が出たかのようなこういうインタビューなんですけれども、浜田委員長、この資格要件、六つの要件を満たすために十

分な審議がされたのかどうか、これは別に追及ではありませんので、事実関係だけお答えください。

○浜田参考人 事実関係を申し上げますと、榊井氏を審議した会合は二回で、審議時間は一回目が二時間半、二回目は一時間程度であったということでございます。

一定の時間的制約はありましたけれども、委員全員が資格要件に合致する方だと判断をいたしました。

私どもとしては、実質的な審議はできたのかなというふうに思っております。

○階委員 それで、最初は、審議をして、この方が要件を満たしていると判断されたからこそ、榊井さんが会長になったわけですけれども、会長になられた後、仮にこの資格要件を満たさないということがあれば、これは当然罷免の事由になると思うんですが、そのような理解でよろしいですか。浜田委員長、お答えください。

○浜田参考人 放送法第五十五条では、資格要件、会長、監査委員もしくは会計監査人について、職務の執行の任にたえないと認めるとき、または職務上の義務違反その他会長、監査委員もしくは会計監査人たるに適しない非行があるときは、これを罷免することができるかと定めております。

これに該当するかどうかについては、具体的な事例はありません。

御質問のような点につきましては、経営委員会が、放送法に則し、自律的、総合的に合議によって判断するものと認識をしております。

○階委員 今、放送法五十五条一項という、経営

委員会による罷免ができる場合を定めた規定について御説明がありました。

総務大臣にも確認しておきたいんですが、もし経営委員会が定めた資格要件を満たさないということが判明した場合、これを理由に経営委員会が榊井会長を罷免するということは、放送法五十五条一項の趣旨に照らして、これは問題ないというふうに理解するんですが、そのような解釈でよろしいですか。

○高市国務大臣 まず、このNHK会長の資格六要件も、会長を経営委員会が選ばれるとき、複数の候補者の中から選ばれていったと伺っておりますけれども、その前年から議論を重ねられ、どういった方が会長にふさわしいかということで定められたものと承知をいたしております。これに照らし合わせながら、複数の候補者の中から、榊井会長が最適任ということ、全員一致で選出されたものと聞いております。

会長の罷免等につきましては、御指摘の放送法第五十五条第一項の規定によって経営委員会の権限とされておりまして、個別具体の判断についてはやはり経営委員会に委ねられているものと認識しております。政府として意見を述べることは差し控えています。

○階委員 差し控えるということなんですが、条文上は特に制限はされていないということですが、

そして、このNHK会長の資格六要件というものを満たしているかどうかというときに、過去の榊井会長の言動を見るにつけ、甚だ疑問だと言わざるを得ません。

上から順番に見ますけれども、まず、NHK会長の公共放送としての使命を十分に理解しているかどうかということについては、さきの部門会議で、NHKのことも知らないですから、こういうふうに民主党の議員の前でおっしゃっています。

それから、二番目に、人格高潔であり、広く国民から信頼を得られるというところについては、予算承認の全会一致が八年前に崩れているということであるとか、NHKの退職者、市民団体等が辞任あるいは罷免の要請をしているということからも、広く国民から信頼を得られているとは言えないのではないかと。

それから、政治的に中立であるということについては、政府が右と言うことに対して左とは言えない、あるいは、これはつい最近ですけれども、正式に政府のスタンスがまだ見えないということ、従軍慰安婦の報道については慎重な姿勢を示している。

それから、四点目、構想力、リーダーシップが豊かであるということなんですが、理事全員から辞表を取りつけたということに関しては、さきの部門会議で、求心力をつけるには何らかの方法が必要ということなんですが、そもそも、求心力をつけるのも何も、会長には強大な権限があるというのが、きょうおつけした資料五ページ目にもあります。そして、その強大な権限があるにもかかわらず、あえて辞表を取りつけるというのは、極めてイレギュラーでありますし、また、世間一般で言うパワハラにも当たらないかと思えます。

それから、五点目、社会環境の変化、新しい時代の要請に対し、的確に対応できる経営的センスを有するということなのですが、これは昨年の二月の経営委員会で、別の経営委員の方からのクライスマネジメントをどうするかという質問に対して、正直よくわかりませんといった、今の経営の世界では常識ともいえるべきクライスマネジメント、危機管理について、わからないというようなことも言っている。

それから、六点目、業務遂行力があり、説明力があるという点ですけれども、これは、問題になりましたが、一般社会ではよくあると言ってきたことの意味を問われて、皆無ではないというふうに言いかえて詭弁を弄している。これが部門会議での発言です。

こういったことがあったわけです。もうこれは六項全て満たしていないと言わざるを得ませんが、まず一点目のNHK会長の公共放送としての使命を十分に理解しているということについて、会長にお聞きします。このことについて、御自身、理解しているというのであれば、その理由をお答えください。

**○ 靱井参考人** お答えいたします。

御指摘の資格要件につきましては、経営委員会が会長選出に当たって定められた内規でありまして、その要件を満たしているかどうか、私がコメントする立場にはないということは御理解いただけます。よろしくお願いします。

**○ 階委員** では、質問を変えます。

資格要件の一つ目に、公共放送としての使命を

十分に理解しているとありますが、公共放送としての使命は何ですか。

**○ 靱井参考人** お答えいたします。

NHKは、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、よい放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的としております。

私は、かねてより、NHKの放送は、放送法に定められておりますように、事実に基づき、公平公正、不偏不党、何人からも規律されずということとを信念として経営を行っております。

**○ 階委員** 今、公平公正という言葉がありましたけれども、会長にお尋ねします。

公平公正という意味が重要なんです。公平公正といった場合に、ある論点について世の中の意見が八対二ぐらいで仮にあったとします。その場合に、公平公正というのは、八対二の割合で伝えることなのかどうか。そういうことについて、どうお考えですか。

**○ 靱井参考人** お答えします。

何度も申し上げておりますように、我々は、放送法に基づき、さらに事実に基づき、公平公正、不偏不党、何人からも規律されず、こういうスタンスでやっております。

では、八対二であったときにどういうふうにするかということにつきまして、我々は事実を報道し、世論が八対二であれば、八対二の判断を皆さんがされるのだ、我々がそれを思っ八対二の

放送をするということとはございません。あくまでも、事実に基づき、事実を報道するというのが我々の任務であるというふうに思っております。

**○ 階委員** 公平公正というのが、どのような条件を満たせば公平公正なのかということについても、非常に微妙な判断が強いられるわけですね。会長がちゃんとそこをわきまえているかどうかというのを聞きたかったわけです。

不偏不党だ、公平公正だと言いますが、そのように言うのであれば、自分の言動というのは十分注意しなくちゃいけないというふうに思います。これまで聞いていたところによりますと、余りにもそのあたりが軽率ではなかったのかということをお尋ねする得ません。

そして、実は、靱井会長がなぜ経営委員会から任命されているのかといいますと、こういう組織のトップであれば、経営者を選ぶのは内閣総理大臣で、国会同意人事というのが普通なんですけれども、NHKの高度の中立性、独立性に鑑みて国会同意人事になっていないわけです。まさに経営の中立性、独立性が必要だからこそ、靱井会長は国会同意人事になっていない。にもかかわらず、これまでの軽率な発言というのは、極めてゆゆしき事態であると思っております。

そして、きょうは話の途中になりましたけれども、それ以外の五つの要件についても、いろいろ問題があると思っておりますので、またこれについては改めて別の場でも質問をさせていただきたいと思っております。

時間が参りましたので、きょうはここで終わり

ます。ありがとうございました。